

第 1 2 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成18年8月29日（火）

14：00～16：05

場所：中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室

○前田部会長代理 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第12回総合部会を開催いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、山内部会長がよんどころないご事情によりご欠席ということでございまして、部会長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の開会にあたりましてご報告でございますが、本日は、委員18名のうち13名のご出席をいただきました。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

では、早速ですが、議事に入らせていただきます。事務局から議事次第及び資料についての説明をお願い致します。

○町田参事官 それでは、私から本日の議事次第と資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の議事につきましては、V F M評価のあり方に係わる検討の今後の進め方について、それから、その他ということでございます。

資料につきましては、議事次第に書いてございますとおり資料1～5まででございます。資料1が、「V F M評価のあり方」についての総合部会委員からのご意見、資料2が公共施設等の管理者等へのアンケート結果、資料3がV F M評価のあり方に係わる検討の今後の進め方について。これはA4の1枚紙と、その後ろにA3横長のものがホチキスで止めてございます。資料4が「P F I事業における金融に関する調査」について、資料5が会社法改正に伴うP F I法第20条等の改正についてということでございます。いずれも議事次第のついているものに止めておりますので、ご確認ください。

それから、参考資料は、参考資料1から8まで、別綴じしております方に入っております。ご確認ください。足りないものがあれば、申しつけていただければお持ちいたします。会議の途上でも、足りないものがございましたら、申しつけていただければすぐにお届けいたします。

以上でございます。

○前田部会長代理 どうもありがとうございます。

続きまして、私から議事の1番のV F M評価のあり方に係わる検討の今後の進め方についてご説明申し上げます。

前回、4月7日の総合部会でV F M評価のあり方に係わる検討の今後の進め方の件につきましては、本部会の委員の皆様方のご意見をいただいた上で進めていくことになってお

ります。そこで、前回の総合部会で皆様のご意見をお伺いし、また8月1日には、前回の総合部会でご報告申し上げました調査報告、参考資料4を検討し、8月1日に集まっていた有識者の方々にご検討いただきました。これが第7回のVFM評価検討委員会でございます。当部会関係者からは、検討会の委員長の山内委員、高橋委員、松本専門委員、光多専門委員、美原専門委員の出席のもとに議論が行われました。その結果、今後の進め方については、総合部会でご議論をいただいた上で進めていくのが適当ではないかということになりました。

それでは、VFM評価のあり方に係わる今後の検討の進め方（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○町田参事官 それでは、事務局からご説明いたします。

先ほど前田部会長代理からお話ございましたとおり、前回4月7日から随分日時もたっておりますので、前回のVFMの議論の復習から入らせていただきたいと存じます。

参考資料の1から4までが前回の総合部会に出させていただいた資料でございます。これに従いまして、ごく簡単に前回どういったご報告をさせていただいたかについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず参考資料1をごらんいただきたいと存じます。前回この「VFMガイドラインに関するフォローアップ調査」についてご報告申し上げました。こちらはみずほ総合研究所に私ども内閣府が委託して調査をした結果でございます。この調査の目的といたしましては、ここにごございますとおりガイドラインの制定時（平成13年7月）から既に4年が経過して、かなりの事例の積み上げもあるということでございます。こういったものを踏まえて、内容を再度検証してみる必要があるのではないかとということで、具体的なVFMの実例を把握することともに、有識者の皆様方にお集まりいただいて、そういった結果を踏まえて課題を整理していただいたものでございます。

今の有識者にお集まりいただいた会合を（仮称）検討委員会と呼んでおりますけれども、先ほど前田部会長代理からお話ございましたとおり、委員長は山内一橋大学商学部長、委員は、本日まで出席の松本部長の前任にあられますみずほコーポレート銀行の川村部長、高橋グローバル・インベストメント・アドバイザーズ代表取締役、それから、手塚福井大学教育地域科学部助教授、藤野日本大学経済学部専任講師、光多鳥取大学地域学部教授、美原三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング室長にお集まりいただいたわけでございます。したがって、先ほど前田部会長代理からお話ございましたとおり、

山内委員、高橋委員、それから、川村委員は松本委員の前任でございますけれども、光多委員、美原委員が本総合部会のメンバーとしてはご参加いただいているということでございます。

この有識者の会合につきましては、平成17年3月7日に最初の会合を開きまして、昨年の12月16日までに6回ほど会合を開かせていただきました。結果として、調査報告書をまとめたということでございます。

こちらには記載がございませんけれども、先ほど前田部会長代理からお話があったとおり、こちらの第7回といたしまして、本年8月1日にVFM評価のあり方に係わる検討の今後の進め方ということでお集まりいただいて、ご議論をさせていただいたわけでございます。

具体的にこの調査の内容でございますが、参考資料1の次に参考資料2に従って簡単にご説明をしたいと思います。この調査でやっておりますのは、大括りでいけばまず現状の把握ということでございます。これは2つの方法で実施いたしました。1つは、PFIについては、原則として事業の資料については公表が求められておりますので、公表の資料に基づき各公共施設の管理者等の方々がどのような形でVFMの算出を行っているかという状況を調査いたしました。

これにつきましては、平成17年3月末現在で、選定事業者の選定手続きが終了しているすべての事業、117事業を選定いたしました。この中で、下に書いてございますように、複数のPFI事業の実施経験がある地方自治体、リピーターということでございますけれども、そういったところによって実施された事業、それから、プラント系、余熱利用施設事業、運営業務を行う部分の多い病院事業というような観点で、特色のある34事業をピックアップし、この34事業についてヒアリングを行い、その結果をまとめているというのが1つでございます。

こういったものを踏まえまして、現状における課題を10ほど整理いたしました。PSC算出における管理者等の資金調達費用、付帯的施設の取扱い、「適切な調整」における税金の取扱い、VFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバック、サービスの質を加味したVFMの算出、リスク調整の方法、PFI事業のLCCの算出方法、PFI事業のLCC算出における選定事業者の資金調達費用、事業収入と公共収入が混在する事業におけるVFM評価の必要性、割引率の設定方法、この10の課題について整理していただきまして、それぞれについてこういった課題がある、こういった方法で検討をすべきではない

かというふうに整理をしていただいたわけでございます。

こちらにつきましては、参考資料4に報告書を添付しております。ちょっと大部で恐縮でございますけれども、こちらの46ページ以下が、今申し上げました10の課題についての取りまとめでございます。適宜ご参照いただければと存じます。

こういった整理をしていただきまして、今後の対応としてどうするかということでございます。1つは、現在の段階では選定事業者の選定手続きが終了しているものは190を超えております。こういったことで、逐次、事業数が増加しておりますので、実施事例の収集・分析を行って、実態の把握を不断に行うべきだというのが1つ。それから、そういう形で整理した情報を適宜、発注者にフィードバックして、これから新しく事業を行っていくことの参考にしていただくというのが2つ目。

それから、後ほど総合部会の委員の方々から出た意見にも入っておりますけれども、こういったことを考えるときに、いたずらにテクニシティの部分に走るのではなく、根っこの大きな理論的な背景についてきちっとした考え方を整理して、それを関係者がコンセンサスとして有することが必要なのではないかということで、そういったことの整理。さらに具体的手法の検討が3番目でございます。

それから、VFMないしはPFIにかかわる皆様方は多岐にわたるわけでございますので、こういった皆様方から幅広くご議論に参加していただいて知見を収集し、そういったものを踏まえてよりよい方向に持っていくことが必要ではないか、というおおむね4つの対応方法をおまとめいただいたわけでございます。

以上が前回ご説明した内容のごく簡単な復習でございます。こういったことを前回ご説明申し上げました。そして、前回の総合部会の際にこういう報告も参考にしながら、総合部会の委員の皆様方から、今後のVFM評価のあり方についてご意見を伺おうではないかというお話になったかと存じます。そういったことを踏まえまして、今度は資料1でございますが、先生方からご意見をいただきました。

資料1をごらんいただきたいと存じます。こちらに、美原委員、光多委員、松本委員、土屋委員、宮本委員から、文書でいただいたご意見を添付しております。これはいただいたご意見そのものでございます。本日はまずこのご意見をご紹介させていただきたいと思っております。

それから、こちらも前回ご報告いたしましたけれども、実際に事業をやられる地方公共団体、国、行政法人等の公共施設等の管理者等にもアンケート調査をした結果をまとめて

おります。この中でも「VFMについて検討していくことが必要ではないか」という声が随分あがっているところをございまして、これについてご紹介した後に、検討の方向についての事務局の案を説明させていただきたいと存じます。

資料1の2ページ目をお開きいただきたいと思います。美原委員のご意見は非常に多岐にわたっておりますし、ポイントを押さえたご意見だと存じますまで、全文を読み上げさせていただきます。

1. 美原委員からご意見

4月7日総合部会の議論並びに4月10日付内閣府要請に基づき、意見下記にします。

I. 全般：

官と民を比較することにより、合理的に民に委ねることが価値を見出しうることを確認することがVFM評価となる。このVFMの大枠の考え方は略理解されていると想定され、PFIの特定事業評価に際して、VFM評価は多くの管理者等により実践されている。この中には、問題の本質を理解しながら、適切に評価しているケースもあれば、何のためにかかる評価をするのかという正確な理解も無いままに、コンサルタントに一任したり、数値としてのVFMが形式的な評価に終始しているケースも散見される。一方、既存のガイドライン自体は概念的かつ全体の手順や考え方を中心にしたものであり、個別の要素や前提条件のあり方、実務的な手法に関しては必ずしも明確な解説をしているわけではない。かかる事情により、ガイドラインの実際の適用において考え方やアプローチに大きなブレや考え方の幅が大きくなってしまった項目や、一部項目に関しては実際の適用において混乱が生じている側面なども存在する。

VFM評価に際し、全てを画一的、統一的に考える必要性は無く、評価の実践は一定の共通的な指針のもとに、管理者による個別かつ適切な判断に委ねられることが本来望ましい。(ガイドライン前文参照)。一方、1) あるべき規範と実践のあり方に大きな乖離があり、本来の目的や考えから大きく離れている場合、2) 規範の適用のあり方に混乱があり、如何なる考え方が適切かに関し、意見が分かれている場合、3) 現在のガイドラインでは想定していなかった実践の過程で生じた様々な前提条件に関する課題等、不明確な点や争点になりうる点がある場合などに関しては、手続きや考え方に関し、明確化を試みたり、とりうる範囲の選択肢を明示したり、考え方を定義することなどにより、VFM評価のあり方をより一層解りやすいものにする必要がある。また、これによ

り多様な実践のあり方を一定の範囲内に収斂することができると共に、これら規範のあり方や実務的考え方の周知徹底を図ることにより、P F I のより一層の推進を図ることができる。

II. 基本的な考え方に関して：

下記諸点などが論点になる。

* 判断基準明確化の必要性（求められるのは合理性、客観性、明確な根拠）：

V F M評価は行政内部での評価手法でもあり、公共施設の整備等に関し、P F I 手法の選択に合理性と価値があることを確認する行為になる。V F Mが存在することがP F I 選択に繋がり、このV F Mを最大化することが求められているが、V F Mは必ずしも絶対的な指標ないし判断基準ではないことを理解する必要がある〔一定の仮定条件のもとにおいて、合理的に推定される評価でしかない。その有無、多寡は前提となる仮定条件により大きく左右される。この意味ではガイドラインが示す考えは、必ずしもV F Mの厳密な算出を求めているものではないことを理解する必要がある〕。求められるのは、①精緻な形式化ではなく、できる限り恣意性を排除した合理的な考え方をとること、②客観性をもたせた評価であること、③また一定の仮定条件の採択に際し、明確な根拠があるアプローチであることであり、その判断に合理的な妥当性が存在することにある。V F Mの有無や多寡に拘泥し、形式化した議論になることを避けたり、根拠の無い曖昧な判断をできる限り避けることがV F M評価の質を高めることに資する。かかる基本的な認識を理解することが肝要であり、これに基づき、個別の課題の方向性を議論することが必要となる。

* V F M事後評価（Post Appraisal）ルール化の必要性：

V F Mの評価は特定事業選定時のみに適用される一回限りの考え方ではなく、その後のP F I 事業の展開において、当初の評価のあり方がフォローアップされることをルール化することが好ましいといえる。特定事業選定後のP F I 事業の進展の過程で、複数の時点でこれをとらえた事後評価（Post Appraisal）をすることにより、この目的を達成できる。V F M評価自体を多段階でフォローアップし、検証することにより、実データを蓄積し、当初考慮した合理的な期待値の精度を高めることができる。後刻明らかになるデータをフィードバックすることにより、予めとった考え方やアプローチの妥当性を検証できることにもなる。何らかの形で当初の特定事業評価・V F M評価を市場実体が明らかになった段階で再評価するないしはレ

ビューするということが必要でもあり、本来かかるレビューないしは再評価に耐えられる評価が当初の時点において実施されることが好ましいともいえる。事後評価は当初のガイドラインにおいても示唆されてはいるが、具体的な考えとして提示されているわけではない。その目的、考え方、アプローチ、実際の活用のあり方、モニタリングや監査との関係性などを明らかにし、その有効性を管理者が認識し、事後評価を励行することにより、VFM全体の考え方の質の向上を図ることが肝要である。

* VFM事後評価 (VFM Post Appraisal)に定性的な価値 (Value)をも評価対象に:

VFMはすぐれて事業の定量的な側面に焦点をおき、評価する手法になるが、この考え方では創意工夫やサービスの質向上などを評価の対象にすることはできにくい。ガイドラインはサービスの質の評価をも評価対象として明確に把握してはいるが、この記述が絵に描いた餅になり、何ら実践されていないのは、市場からの提案を検証せずに、サービスの質向上を想定し、評価できないという単純な理由による(恣意的な判断になりかねないためである)。類似施設や既存の施設が存在する場合には、現在提供されているサービスの質を正確に捕捉しておくと共に、これと入札に規定される期待要求値としてのサービス要求水準や、実際に提供されるサービスの質とを比較検証し、その価値向上をも評価すべきであろう。この意味では、事後評価の一環として、後刻、事業の実施段階において、定性評価をも踏まえて全体評価がなされることが適切であると考ええる。VFMのValueが効率的かつ質の高いサービスを提供するという意味でのValueである場合、その価値をより広義に捉え、全体を評価する枠組みがあっても良いという考えになる。

* リマインドされるべき基本的な考え方:

必要なのは: ①概念だけではなく、考え方や実務的な選択肢のあり方を提示する。②前提条件等複雑な対応や判断を求められるものはできうる限りその考え方や基本的な選択肢のあり方を提示する。③なぜかかるアプローチをとるのかの理由・手法をわかりやすく解説し、理解させることなどにある。管理者が自らの判断に関し、説明責任を果たせることが全ての前提になり、説明できない、あるいは根拠の無い条件の設定では問題となる。また、比較対象を試みる場合の前提条件に関する基本的な考え方は、①利用するデータや比較対象となる対象はできる限り実体に近い方

が好ましい（同じカテゴリで類似的な考え方が複数存在する場合は、実体に近い方を選択する）こと、②手法やデータの採用は合理的かつ客観的で、かつ明確な根拠をもって、アプローチや考え方が説明できることが好ましいことなどがあげられる。

* 必要となるより解り易い解説とその周知徹底、不断の実践・教育、知識やデータの蓄積とその共有・フィードバックの仕組み：

VFM評価は民間部門では投資効果試算の応用になるが、従来の公的部門にはあまり経験の無い世界でもあったことも事実となる。またこれはあくまでもライフサイクルコストとしての官（PSC）と民（PFILCC）の比較になる。わかり難いのは一時的な時点のみにおける費用の多寡ではないことにある〔単発の買い物の高い・安いではない〕。かかる理由により、理解のレベルや実践のあり方に差異が生じ、必ずしも考え方が理解されていなかったり、徹底されていなかったりした側面が現実には存在した。よりよい実践を期するためには、何らかの組織的な教育なり、実践的な演習により、公的部門において実践を担う職員の不断のキャパシティー・ビルド・アップを図る努力が必要でもあろう。このために一定の具体的なツール〔汎用スプレッドシートによる計算モデルや、より実務的なマニュアル、ないしは標準ガイドブックなど〕を作成し、これを活用することなども考えられる。また情報や経験の蓄積とこれが管理者間で共有できうる体制やシステムを作ることも有効になる。自治体間における情報のフィードバックの仕組みは、データベース構築や将来における判断の精緻化に資することにもなる。

III. 前提条件の設定に係わる課題に関して：

VFMの算定に際し、前提条件をどう設定するかを選択肢に係わる諸課題と関連する論点でもあり、この考え次第では、VFMは大きくぶれることになる。恣意的な条件設定は、VFMの考えを大きく歪める可能性が高く、何らかの合理的な根拠を持った条件設定がなされることが好ましい。この問題に関し、第三者であるコンサルタントに委ねたという事実のみをもって、説明責任を果たさないのは管理者として適切な行動であるとはいえない。如何なる合理的な根拠をもって一定の前提条件を設定したのかは管理者自らが理解し、認識すべき問題でもある。

下記諸点が論点としてあげられる。

① PFILCC に関し、施設整備費・維持管理費等の算出に削減率を用いる妥当性

(P F I L C Cの前提条件) :

- * 「削減率」とは、市場において自生的に生まれた考えで、民の施設整備費や維持管理費等の算出に関し、公的部門のS P Cを単純に一定率で削減して民間の想定費用とする考え方を意味している。民間が担った場合、公的主体が同じことを担う場合以上に、合理的に期待できる価格削減がありうるという意味での「期待値」と考えるべきで、公的部門による合理的期待感を表わしているのであろう。市場のサウンディングや、実際の参考価格、類似施設の価格評価など、1) 何らかの合理的な相対評価や判断基準をもとにこれを算出する場合もあれば、2) 実際のP F I案件における実績値からの類推としてこれを類推してみたり、3) 恣意的な削減期待値として任意のパーセントが採用され、実践されている場合も存在する模様である。
- * 現行のガイドラインは、特定事業評価の段階で（すなわち入札前の段階で）いかなる手法で民間事業者の費用を積み上げ、推定するか具体的な手法に関しては必ずしも明確に示していない。過去の経験の蓄積やデータ、類似施設のコスト把握・比較、コンサルタントを通じた市場での間接的情報収集やヒアリング・データの活用などが有効な手法・ツールとして考えられるが、必ずしも全てのケースにおいて管理者がかかるデータを把握できるわけではない。P F I L C C算出に必要な効果的なツールやデータが無く、他に有効な手法もない場合には、合理的な前提の下に、民間が担う場合の効率化の期待推定値をベースとなるP S Cを一定率で削減して推定する考えは、おかしな考え方になるが、経験やデータがない場合には、100%否定することはできない。但し、何らかの合理的な根拠がないままに、単純に一定率を削減するだけではやはり問題は残る。もっともかかる場合においても、①できる限りデータや、類似事例などで一定の判断を補強し、検証する努力を担い、何らかの合理的な根拠があることが好ましいと共に、②事後V F M検証（(Post VFM Appraisal)）を慣行としてルール化し、検証する手法をもって、当初の判断を確認していくなどの何らかの是正ないしは検証手法を併用することにより、判断の恣意性を縮小化するなどの工夫が考慮されるべきであろう。

②P F I事業者の資本コスト (Debt & Equity)の算定 (P F I L C Cの前提条件) :

- * 市場において民間主体が構成する資本コスト（資本と負債のコスト）をどう評価し、算定するかという課題でもあり、具体的にはS P Cの債務資本比率、調達金利、E I R Rをどう想定するかということになる。この前提条件の設定は必ずしも充分

な検討無しに、コンサルタントのアドバイスやあるいは周りの慣行に基づき、一定の前提をおいているというのが実態ではないかと想定される。実際に行われている慣行はリスク・プロファイルや市場における反応や対応を考慮せずに、①一律で物事を考えたり、②EIRRに関してはかなり非現実的な低い数値を設定しているケースも多い。

* 本来考えるべきは：

- ✓ 個別条件のリスク・プロファイルや特性を考慮しつつ、市場におけるマーケット・サウンドにより、（コンサルタントが）リスク実態を反映した負債・資本比率（Debt/Equity Ratio）を設定すること、またかかる個別案件のリスクを反映した、市場における投資コスト（DebtとEquity）に係わる費用（金利とリターン）を合理的に考慮することにより、
- ✓ できる限り市場実態に近い考え方であることと共に、合理的根拠をもった条件設定であることが好ましいこととなる。

③ 管理者等の資金調達コストの算定（PSCの前提条件）：

- * 通常の場合、管理者等が施設整備に要する資金調達のあり方（補助金、自主財源、起債の組み合わせなど）を基本として前提を考えるのであろう（実体と乖離することは好ましくない。起債は償還の対象になるため費用は明確だが、公的部門には資本コストの概念そのものがなく、返済不要の財源に関しても一定の機会費用を考慮すべきとする考え方もありうる。一方、わかりやすい指標ということで全額起債対象とし、想定される起債の費用を過去の平均値等を用いて、資金調達費用とする前提（すなわち100%負債充当として調達コストをキャッシュ・フローとして顕在化させる）なども考えられる。
- * りんごとオレンジを比較しても意味が無い、考えられる選択の中で実態に近く、かつ民間事業者と類似的なFunding Structureを選定し、比較対象のベースとするということでもあり、一定の合理的説明があれば、多様な資金調達のあり方があること自体は否定できない側面がある。

④ 管理者等の取引費用（Transaction Cost）の算定ないしは調整：

- * 現実の特定事業評価の際に管理者にとり負担となる取引費用の概念自体が認知されず、考慮されていない事例も多い。現実的には案件の形成・準備検討、入札手続

き、契約等書類処理、契約管理、仕様変更、義務履行モニターと評価、支払管理、係争処理などが追加的な業務として表れ、これら一部業務遂行に関し、外部コンサルタントやアドバイザーを起用する費用や追加的なマンパワー等を前提として考慮する場合、かかる費用を考慮の対象にするか、何らかの形で調整すべきという課題になる。

- * 取引費用に関しては経験もデータも蓄積されつつあるが、①費用の多寡は業務の内容と必要とされる業務量に大きく左右されると共に、②経験・学習効果により費用を縮減できる側面があることも事実であり、③管理者等が時間と作業量を捕捉し、管理することにより、支出額を予算内にコントロールできる余地があることなどに留意し、一定の合理的な費用を参入の前提や調整の対象とすることが適切であろう。

⑤ 間接費用のより合理的な算定（P S Cの前提条件）：

- * 一定の公共サービスを管理者が担う場合の費用は施設整備や維持管理に伴う直接費のみならず、間接費をも含む総体になる。一方、往々にして、管理者等による間接費は全体としては把握されながらも、個別のサービスや事業毎（セグメント毎）にこれを捕捉するという慣行は公的部門には無い。これがために、間接費の捕捉は甘くなるとともに、これを無視したり、あるいは一定率の推定値としてP S Cの中に組み入れるなどの慣行が存在している。現在の公会計と平行的に発生主義に基づくセグメント的なバランスシートが構成できうれば、間接費は把握できるが、現状かかる慣行は一般化されていないため、何らかの簡易的な手法により、活動因子毎に間接費を把握し、個別事業に振り分け、評価するなどの実務的工夫が必要とされると判断する。

- * 一定のサービスを提供するに際し、間接費を含む行政コストを正確に把握することは、全体費用を縮減するための前提にもなり、公的部門にとり重要な今日的課題である。V F Mガイドラインは明確な記載を省いているが、「合理的な」間接費の計算手法を提示し、規範のあり方を解説すべきであろう。

⑥ 現在価値割引率（含むインフレ率、V F M算定の前提）：

- * 現状の割引率の考え方は「社会資本整備に係わる費用対効果分析に関する統一的運用基準」（1998年旧建設省）に依拠しており、議論の発展もその後の理論的精緻化や実務的な検証も無いままに過半の管理者等において4%割引率が恒常化する事態を招いている。果たして現在においてもこの考えが適切かつ有効か否かに関して

は議論の余地が大いにある。

- * 現在価値比較は公的主体にとりわかりづらい考えでもあり、現実には多様な考え方に基づく割引率も利用されている。中には果たして合理的な根拠といえるか疑問とせざるを得ない考え方もある。割引率設定はVFMの有無を意図的に操作できる側面があるために、本来一定の規範の枠の中で実践がなされることが望ましい。よしんば、多様なあり方を認めるにしても、考え方やアプローチの規範は明確な根拠のもとに定義されることが本来求められるといってもよい。かつかかる根拠は開示されることが望ましい。

IV. 適切な調整に係わる課題に関して：

上記Ⅲに基づき、一定の前提条件を設定しても、官（P S C）と民（P F I L C C）を公平・公正に比較するためには一定の「適切な調整」をすることが判断としては合理的となる側面がある。

これに関しては下記論点などがある。

① 税金の取り扱いの基本的スタンスの明確化：

- * 税の取り扱いをどう処理するのかは、どういうスタンスに軸足を置くかということ次第では変わってくる側面もある。一般的には、税のあり方が事業者のPerformanceに依存するか否かという判断基準で、税を区別して捉えることが適切であると考えられる。目的は比較を公平にするために税の効果を中立化して、評価することにある。この意味では全ての税種を同一視して考える必要はない。
- * その実現が事業者のPerformanceに依拠したり、事業者の判断により操作可能な税種は、通常の場合には「調整」の対象となることが適切となるか否か懸念が残る所であろう（例えば、費用を多く支出する経営判断をとれば、所得課税は減る、配当性向は任意に変えられる側面もある。かかる所得税をプラスの算定調整の対象にするというのもおかしい。事業者の努力（Performance）や行動によってしか実現しない税目は、未実現リスクが存在することより、予め安定的な所与の固定値とすることはおかしいとも判断される）。
- * 一方、固定資産税、不動産取得税等、実質的に事業者が事業を担う上で固定的に賦課される税種は、民が事業活動を担う限り確実に賦課され、官には無い費用となる。かかる税負担は契約上の対価の中ではパス・スルー・コスト（転嫁上のせ費用）として、単純に（サービス対価に）費用が上乗せされるだけであること（事業

者のPerformanceには全く関係ない)、もし公的主体が同様のサービスを担う場合、かかる費用がかからない可能性も高いことより、「適切な」調整することで、官と民を同等の立場におくことが、評価上は適切であると考えられる(もちろん、都道府県税、市町村税という課税主体が異なる場合で、管理者等がこのどちらかである場合、状況はイーブンではないこともあり、個別の自治体の事情に即して、適切な調整が図られるべきであろう)。

② リスク移転調整～実証的研究と努力の必要性～ :

- * VFMの本来のドライバーは官から民へのリスク移転でもあり、リスクの移転を前提とした評価があり、初めてVFMは生きる。リスク移転評価に係わる基本的な考え方はガイドラインにも記載されているが、概念規定のみに留まり、この考えが慣行として実践されているわけではないという厳然たる事実を認識すべきであろう。本来、この考え方が適用できるためには、リスクデータの蓄積やリスクの定量化に係わる実証的な調査・研究の努力が継続的になされていることが前提となるが、国・地方公共団体のレベルでは実証的なスタディーや調査を行い、リスクを特定化し、定量化する努力は行われていないのが現実になる。本来かかる実証的な調査努力から、一定のリスク移転に係わる設定値を導き出す試みが試行されるべきであろう。これら努力をせずして、リスク移転に係わる設定値が算出できるわけがない。
- * PFIを選択することにより、リスク移転を評価する場合、①如何なるリスクがありうるかを特定化できていること、②行政のセグメント化された活動毎に正確な費用を把握していること(コストアップを別の予算枠や将来の契約で埋め合わせなどの慣行も過去存在、これでは費用を把握できない)が前提になるとともに、③かかるリスクが生じる確率、もし生じた場合の費用等のある程度トラックレコードとして過去のデータ等の蓄積や経験などが存在していること、が無い限り、リスクのコスト評価はなかなかできにくいという実態がある。リスクのコスト評価は単純ではなく、客観性のある合理的な判断が難しいが：
 - データ等や類似ケースの蓄積等で数値把握できるものは合理的な推定はできる。(このためには実証的なリスク・スタディーを励行し、データや資料を整理することが必要となる)。
 - 保険等を活用化し、リスクを費用化できる部分もあるが、全てには適用できない。また保険の費用も保険の条件設定次第では変わりうることより、注意が

必要である。

V. VFMの算定・公表などに係わる課題に関して：

① VFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバック等手続き上の課題：

- * VFMガイドラインはPSC及びPFI LLCに関しては原則として特定事業の選定の際に公表するものとし、かつかかる開示によりその後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、PSCとPFI事業のLCCの差又は比によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えない旨を規定している。この場合、VFMの算定根拠やPSC/PFI LLCの算出前提条件等（ガイドラインには記載の無い詳細情報）をも公表するか否か、また公表する場合、何時如何なる公表のあり方が適切か、VFMのフィードバックを考慮する必要があるかなどの課題になる。
- * VFMは本来特定事業の評価であり、行政内部におけるPFIを選択するか否かの評価判断基準になる。特定事業選定に際し、その評価の結果を公表することは当然とも判断されるが、行政内部にて設定される予定価格との関係で、詳細情報を入札前に開示することに関する抵抗感は強い。現行制度を前提とする場合、予定価格を含意する情報の開示は、①競争の範囲を狭め、管理者等の発注者としての立場が損なわれる可能性はゼロではないこと、あるいは②開示される内容が、応札者の価格設定行動に顕著な影響を与える場合には、必ずしも自由な競争が実現するとは限らないことに留意した判断が必要である。
- * 一方、入札後の段階においては、評価に係わる情報開示は積極的になされるべきであり、管理者としての説明責任を果たす意味でも、前提条件等を含めたできうる限りの情報開示を徹底すること、あるいはVFMの事後検証・結果公開することにより、本来果たすべき説明責任は貫徹できうるものと考えられる。

（尚、一般競争入札手続きにおける予定価格との関連で、VFMやPSCの詳細前提の公開を要求する考えは本来、制度としての入札手続き論、予定価格制度のあり方などで議論されるべきで、特定事業評価と混同されるべきではない。現行の会計法令の規定は予定価格の事前開示を認めているわけではないことに留意する。一方、PSCとは何か、これは入札手続き上の予定価格に相当しうるのか否かに関しては、確かに議論の余地があるが、過去の推進委員会は意図的に十分な整理をしてこなかったという経緯がある。必ずしも明示的な規範を設けず、管理者自らの判断

で予定価格を考えるべきという考えにも一理はあるが、議論無く、課題を放置していることが適切といえるか懸念もある。)

(対象の特定化が優れて提案に依存したりする案件においては、公的部門の概略予算的な情報を開示したり、お互いの意思疎通により、官の期待感と民の実現提案をできる限り一致させる試みは英国ではAffordability Disclosureといわれ、一部では実践されている。この場合、単純予算額の提示ではなく、予算を想定できる図面などを提示することにより事業者に概略予算の考えを間接的に開示し、お互いの思い入れのミスマッチを防ぐための慣行になる。一定の条件下においては、確におかしな考えではないが、わが国の議論は、①予定価格の厳格度からこの問題が提起されているとしたならば、議論の筋は全く異なる。また、②サービス要素が限定される、単純なハコ物割賦リースPFIでリスク移転も限定される案件の場合、銀行スプレッドやその他の要素も市場において可視化される状況が生じてしまっている。かかる状況の下で、予定価格的な詳細情報を開示することは、競争を制限する効果をもたらしかねない側面もある。)

② サービスの質を加味したVFMの算出：

- * Valueとは何かという議論になる。創意工夫に伴うサービスの質や内容の改善、利用者にとってのアクセスやAvailabilityの改善や早期供用効果などは、本来評価すべきValueの側面となるが、現在のVFMの主要評価となる定量的評価の仕組みでは、かかる価値は「調整」しない限り、評価される対象にはならない。一方、客観的な判断基準でかかるValueを数値評価することは極度に難しいのが実態でもある。
- * また管理者等にとり、特定事業評価の段階で、まだ実現していないサービスの提供の質を想定して評価することは、極めて恣意的な判断につながりかねない。実現性、実効性を無視した判断になりうるからである。一方、入札後の段階においては、管理者等が定めるサービス仕様や実際のサービスの質が可視化する状況が生まれることにもなるわけで、この段階で、当該PFI事業のサービスの質を加味したVFMを評価することは可能かつ有効であると考えられる。

③ 事業収入と公共からの収入が混在する事業におけるVFM評価のあり方の明確化：

- * 「独立型」、「JV型」という定義は、必ずしも精緻な前提として定義されていたわけではないという事情がある。実際に生じた案件は運営費は専ら利用料金で賄

いながら、施設整備の一部ないしは全てを公的主体がAvailability Feeという形で支払う混合型の案件になる。一方、独立型といっても、明確に補助金等が入り公的資金が導入されている場合もあったり、あるいは土地などの貸借関係が存在したりして、公的主体にとっての機会費用を考慮すべき要素なども存在し、純然たる独立型というのは少ない、独立型、JV型、あるいはサービス購入型という通称的な分類で仕分けし、VFM評価の必要性を考えるのではなく、評価上の判断基準をより明確に設定し、VFMを実施すべきであろう。

- * 分類に係わらず、VFM評価は必要である。但し、個別案件の内容次第では、評価のあり方に工夫を要する側面もあると考えられ、具体の考え方や事例をもって考え方を解説することが好ましい。

④ 付帯的施設（事業）の取り扱いの明確化：

- * PFI事業の中に含まれる付帯的な施設をPFI事業のなかでどう位置づけ、VFM評価の対象とするかに関しては
 - ✓ 個別の付帯的施設の内容、性格、当該施設が果たす機能や役割（当該施設部分の整備費用分担と利用のあり方）、
 - ✓ 施設利用者にとっての利便性向上等の利用者からの視点、
 - ✓ PFI本体事業との係わり（機能の補完性、充実化）や重要性、密接不可分性、
 - ✓ 仕様上、管理者等が要求する必置施設となるか、民の判断による任意の付帯的施設となるかの判断（一定の行政の意思が存在する場合と存在しない場合）、などの観点からPFI事業とどう係わりがあるのかを慎重に検討した上で判断することが好ましいと考える。この結果、例えば色々な考え方や選択肢がとれることもあり、どうするかは管理者の合理的な判断に委ねるべきであろう。単純に収益判断基準（民間による営利事業で、民が利用料等を収益として確保）で整理するには無理な案件も確かに存在し、実態を見て、重要性・合理性判断基準をも加味して考慮することも必要であろう。
- * 公的部門が利用者のために必要な施設として認識しているが、施設のあり方としては付帯的施設で民による営利事業、但し、施設全体としては利用者にとりなくてはならないもので、もし無い場合には施設全体の利便性や活用のあり方が大きく減少してしまう付帯的施設（例えば大きな自治体病院の見舞い客等一般飲食施設で、

近隣に類似民間施設が無いような状況の場合)はPFIの中に含みうる独立的施設と考えられないこともない。もちろん、かかる場合には施設はPFIの一部となり、BTOの場合には事業者がこの部分を、使用料を支払い、占有するということになるのであろう。

VI. 議論の進め方：

提起されている課題はいずれも内容的にはVFMのガイドラインの改定、ないしはUpdateで全てを対応できる可能性がある。但し、対象範囲がかなり詳細化、細分化、専門化しているのが実態であり、個別の課題がガイドラインの中にどうフィットインできるかは、個別課題にかかわる論点や課題を整理した上で判断した方が好ましい。改定、補論、追加論点あるいはテクニカルノートなど内容を解説したり、充実化するための手法は多い。全体が纏まるのを待つことなく、段階的に論点毎に充実化していくという考え方もありえよう。尚、一部課題に関しては、あるべき方向性や考え方を示すことはできても、完璧な対応措置にはならないこともある。これら課題に関してはQuick Fixは無く、今後とも不断の継続的な検討を要求される。逆に現段階においても具体の選択肢を詳述できる項目も存在し、課題毎に異なったきめの細かい対応が必要となる。

議論の進め方は、本来、総合部会自体が目的、全体の方向性を定め、直ちに自らがワーキンググループを組成し、必要な場合、外部専門家を招請しつつ、個別論点を整理すべきであろう。事務局である内閣府が私的な勉強会を構成し、推進委員会とは離れた私的な形で実質的に個別課題のワーキングを主導している手法は適切な議論の進め方とも判断できない。総合部会の構成員自らがProactiveにワーキンググループを構成し、自らの意思で議論し、動くべきではないのか。

尚、政策論というよりも個別実務的、専門的な課題が多くなってきており、多様な考え方もある以上、議論に際しては、ワーキングを含めた議論もできる限りその議事録を公開することを前提とすることが好ましいともいえる。また、本来、市場から情報と課題を常にすくい上げる体制を構築し、検証する何らかの仕組みが必要でもあり、議論の課題対象が現実についていけないという現実が生じてきていることを認識する必要がある。国の機関としての推進委員会のあり方も含めて、PFIの推進のために、何らかのより効果的かつ継続的な議論の枠組みが考慮されるべきではないのか。

—以上—

以上でございます。フットノートにつきましては、長文にわたりましたので、省略させていただきますことをお許しく下さいませ。

それから、以降につきましては、時間の関係もございますが、もしよければポイントを簡単に説明させていただくということによろしゅうございますか。

それでは、以下の先生方のご意見は、大変恐縮でございますが、事務局から簡潔にご紹介させていただきます。内容につきましては、お配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

光多委員からのご意見でございますが、光多委員のご意見は特に進め方についてです。

1番は、先ほどの美原委員のご意見と同じように総合部会が空洞化することのないようにお願いしますということでございます。

それから、VFMのみずほの委託調査の枠組みでの外部委員会ということでございますが、4月7日の総合部会でこれは継続するとおっしゃっておられましたが、我が国のVFMをどういう方向にもっていくのかという専門的な議論になるので、そういう枠組みで議論をするのであれば、それにふさわしいメンバー構成にさせていただきたいというご意見でございました。

それから、松本委員からのご意見でございます。

要約いたしますと、VFM評価の目的は、必要性の判断に資するか否か、それから、どの程度効率性に寄与したか、「事後評価」という表現を使われておりますが、大きくはこういった2つの目的があるというふうに整理されております。

このうち、必要性につきましては、導入可能性調査が現在実施されておりますので、実態としてはそこで必要性の判断がなされてしまっていると。したがって、特定事業選定段階でVFMを評価するという仕組みになっておりますが、これが形骸化しているということを指摘されております。

したがって、VFM評価の時期を検討して、現在、特定事業選定の段階で公表するというものになっているものを前倒しいたしまして、例えば実施方針公表と同時に公表することとしたらいかがかというようなご提案をされておられます。

それから、VFMによる開示内容の検討につきましては、これは議論の進め方のところで触れられておりますけれども、特に民間事業者さんの場合はVFM値を見て、これによって何パーセントぐらい価格を下げる必要があるかという目安として把握されていることが多いということでございます。したがって、もしこういった使い方をされているの

であれば、何らかの数値の公表を行った方がいいのではないかというご提案をされておられます。

それから、P S C及びL C Cの算出におけるファイナンスコストについては、実務上の指針と同じものを提示するような方向で議論されてはどうかというご提案をされておられます。

それから、18ページにまいりまして、土屋委員からのご意見でございます。民間事業者さんとしてのお立場でおられますので、官側で行われているV F M算定には現在まで関与する立場にはなく、またどのような作業が行われているかということについて知見もあまりないので、内容についてはコメントを差し控えさせていただくということでございます。

議論の進め方につきましては、V F M評価については独立したテーマとして、先ほど申し上げたような、例えば委託調査の枠組みでつくられているような何らかの枠組みのもとで、一定の有識者の皆様方に継続して議論していただくというのも一つの方法ではないかと。ただ、その場合は6カ月とか12カ月のスパンでやられたらいかがか。また、継続的に見直しをされたらどうかというようなご提案をされておられます。

最後に宮本委員のご意見でございます。19ページでございます。調査報告書につきましては、少なくとも我が国のこれまでの実績に基づいて課題を抽出したという点で意義があるレポートであろうというふうに位置づけをされていらっしゃる。ただ、その中で必ずしも明確な記述のない論点を2つほど挙げられております。

第1点が、V F Mと申しますと、各事業段階における費用の最小化という目でとらえられることが多いということでございますけれども、英国においては、それに加えまして、総事業費の確度を高めていくという使われ方がされているということでございます。

これは具体的にどういうことかと申しますと、20ページの2.4のところでございますが、「財政支出額の期待値を低くし、しかも、その分散を小さくすることにより、財政負担額の削減だけではなく、その確実性を高めることに意義がある」というふうな考え方だということでございます。言いかえれば、財政支出リスクを軽減していくという考え方でございますので、こういった考え方の文脈に基づいて、リスク分析と一体化したV F Mのガイドライン等の作成が必要であると考えてというのが1点目でございます。

2点目はV F Mの範囲ということでございますが、例えば幹線道路事業のように外部経済効果が大きい場合。これはどういうことかと申し上げますと、道路を供用することによって周辺地域の生産性が向上いたしまして、それに伴う所得増等から各種の税の増徴をも

たらずことだというふうに整理をされておられます。このような税収効果がみられるというのが、宮本委員、その他の皆様方の試算で明らかになっているということでございます。

こういった外部経済効果もVFMのバリューに含めるかどうかということにつきましては、宮本委員が実施したインタビューの範囲においては、英国でもそういったことが考慮されていないという回答を得ているということでありますが、例えば道路といった事業についてPFIが展開されていく可能性があるということを見据えていきますと、今申し上げた視点からのVFMの検討も必要なのではないかといったご指摘でございます。

論点をはき間違えているかもしれませんが、事務局から簡単に説明をさせていただきました。以上が、総合部会委員の皆様方からのご意見でございます。

続いて、資料2のご説明をさせていただきます。これは前回4月7日の段階でご説明したものと同じ中身でございますが、VFMについて個別具体の公共団体その他の皆様方から出された意見を具体的に示しているものでございます。前回もご説明いたしましたとおり、公共施設等の管理者等の皆様方に対してアンケート調査を実施いたしました。事業実施している230の国及び地方公共団体の各PFI事業担当部門に対してお送りしたわけでございますが、有効回収率64.3%でございます。このアンケート結果の中で最も回答率の高い分野、検討していくべき必要性の高い分野として上げられておりますのが「VFM評価のあり方」ということでございます。

この具体的な中身はどのようなものかというのが4ページ以降につけております。これもお時間の関係もございまして、後ほどごらんいただければと思いますが、1つは割引率の根拠や指標を統一してほしいというものでございます。

それから、5ページ目にまいりまして、VFMの算定条件の統一、計算ソフト作成等の要望ということでございます。それから、リスク調整の実態調査及び結果提示への要望。

それから、6ページ目にまいりまして、削減率の実態調査及び結果提示への要望。

申しわけございませんが、誤植がございます。「その他」というのが2つ、項目として出ておりますが、これは全部まとめて1つのその他でございます。大変失礼いたしました。その他の意見としてここに挙げられているようなものがあるということでございます。

大雑把に申しますと、実務に携わっておられる皆様方からは、実務で困っていることについて役に立つような情報の提供なり整理をしていただきたいというような趣旨の回答が過半であるような感じでございます。

以上が、公共施設等の管理者等に係わるアンケートの結果でございます。

以上のような総合部会の先生方のご意見、それから、実際に実務に携わっていらっしゃる公共施設等の管理者等へのアンケートの結果を踏まえまして、先ほど前田部会長代理からお話がありましたとおり、前回、有識者の皆様方に集まっていたらご議論をしていただきました。その際にお示ししたペーパー、それから、その場で出た意見を踏まえて再整理したものが資料3、VFM評価のあり方に係る検討の今後の進め方について（案）でございます。これについてかいつまんでご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、VFMガイドラインに関するフォローアップ調査に係わる検討委員会では、10の課題について指摘がなされたところでございます。その後、先ほど簡略にご説明いたしましたとおり、総合部会の先生方からのご意見を踏まえますと、10の課題では必ずしも含まれないものもあったかと存じます。

こういったものを事務局として一覧表にまとめたものを別添資料としてつけております。私どもの整理では23ぐらいに分類されるのかなと考えておりますが、いずれにいたしましても、先ほどご紹介いたしましたとおり、総合部会の委員の皆様方からいただいた意見をみますと、こういった課題に対するアプローチといたしましては、VFMガイドラインの改定というのも一つの選択肢でございますけれども、段階的に論点ごとに充実化していくという考え方に立ちまして、テクニカルノートとかいろいろなやり方があるかと存じます。そういうさまざまな形を使って個別に情報提供を行うことによりまして、時宜に即して機動的に情報を提供していくことも重要であるというご指摘もいただいたと考えております。それから、平易な解説、不断の実務的な教育、知識・データの蓄積・共有・フィードバックの仕組み等々の必要性についてもご指摘がなされたと考えております。

また、先ほどご紹介いたしました公共施設等の管理者等に対して実施したアンケート調査の内容を見ましても、VFM評価については非常に多くの要望がございました。その内容につきましましては、VFM算定条件の統一とか計算ソフトの作成とか、どちらかという実務で実際にやっていたら困る方がお困りの点について何らかの情報提供なり何らかのものを要望されているという内容が多かったと思われまます。

こういった状況ないしはご意見等を踏まえまして、VFM評価についての今後の検討の進め方については、以下のような考え方もありうるのではないかとというふうに整理したのが以下のものがございます。

まず第1に検討すべき課題についてということでございます。この「VFM評価のあり方」は、後ろにつけております資料のほかにもまだあるかと思ひます。こういったすべ

ての課題全般について可及的速やかに議論を行い、すべてについて整理をすべきということとは論を待たないところでございます。さらに、全体の大きな考え方を整理し、これを考え方として関係者の皆様方が共有して議論していくということについても、個別具体的な課題について検討するために極めて重要であると考えられるわけでございます。

しかしながら、今申し上げましたような幹の部分について議論をして、一定の整理をしていくということになりますと、継続的な検討が必要になるわけでございますし、当然かなりの時間もかかってまいるということでございます。一方で、PFIの実務に携わっておられます公共施設等の管理者等、民間の事業者の皆様の方の今の要求に適切に対応していくということを考えますと、委員のご指摘にもございますように、全体がまとまるということを持つのではなくて、まとまったごとに段階的に論点ごとに充実化していくことも必要ではないかと考えられるわけでございます。

そこで、課題を、今申し上げたような幹の部分、論理的・構造的議論を要するものと、それ以外の個別具体的な課題に分けて、前者については継続的に検討していくということをしつつ、ある範囲で一定の整理ができるものについては、個別に段階的に論点ごとに充実化していき、公表していくことも現実的な選択肢として考えられるのではないかと考えてございます。この際、公共の実務者の皆様方からの要請にこたえるということと考えますと、一定の期間の枠の中で審議とアウトプットを出す必要もあるのではないかと考えられるという整理をさせていただいております。

2番、審議の進め方でございますが、先ほどご紹介いたしました委員のご意見にもありましたとおり、VFM評価の課題を議論する具体的な方法といたしましては、今後は、PFI推進委員会の総合部会の中にワーキンググループを設けて議論をしていただくことが適当ではないかということでございます。

それから、議論が専門的なところにかかわることが多くなっております。こういった専門的な意見を必要とするテーマについては、必要に応じて外部の専門家の皆様方に参画していただき、ヒアリング等の形で意見の交換、知見の収集を行って対応していくことにしてはいかかかということでございます。

別添の資料として、先ほどご紹介申し上げた委員の皆様方のご意見、報告書で挙げられた論点を、事務局として整理いたしました。これはあくまで事務局としての整理ということでございますが、参考までに添付させていただきました。

非常に長きに及びましたが、事務局の説明は以上でございます。どうもありがとうございます。

いました。

○前田部会長代理 町田参事官、どうもありがとうございました。

説明が長かったもので、必ずしもわかりやすかったのかどうかわかりませんが、その点をご容赦ください。VFMについては、報告書にございましたように、ガイドラインが4年半たって、このあたりでもう一度見直してみようという議論がありました。そのときにどういう論点が残るのだろうかということについて、参考資料4の報告書の一番後の部分、まとめのところで、10ほど問題の指摘があり、かつ、資料1で5人の委員からご意見を承っております。それ以外にも問題があるのですが、そうした問題について今後検討していく必要があります。

こうした検討を行うに際し、まずは、ここに出されている問題に加えてまだほかに問題点が残されているかもしれませんので、それらをすべて洗い出し、問題全部について、すべて逐一検討した上で公表していくのか、それとも、重要性等の順番に従って検討して、出来上がったものから公表していくのかということです。今の町田参事官からのご説明では、全体がまとまるのを待つのではなく、段階的に論点ごとに充実化し、それを公表していこうというご説明でございました。また、審議の進め方について、総合部会の下にワーキンググループを設置して議論をしていくと、こういうお話でございます。

ただいまの参事官からのご説明につきまして、ご意見などがございましたら、ご発言いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○A委員 意見というほどのことでもないのですが、問題点としては、今出された論点で必要なところは大体カバーされているのだろうと思います。B専門委員が指摘されている点は、過去にもすべてこういう議論としてカバーされておりましたので。若干、私も、意見というほどのことでもないのですが、補完したいところがございますので、申し上げますと、B専門委員意見であれば3ページの中ごろの下で、バリュー・フォー・マネーの事後評価というふうに出ております。本文でも若干書いておられますけれども、事後評価の目的、意義でございますね。私は、特に事業そのものの進展状況をチェックするという意味合いと、もう1つはPFI全体の今後のさまざまな事業の上で役立つデータという意味で必要だろうと思いますので、これについてはそういう意味の強調をさせていただきたいと思います。

次に、4ページでございますが、定性的な評価の部分については、もともと事業評価に

掲げる事項のものはいろいろ課題があつてなかなか難しいということでございますね。いいとか悪いとかで比較して結論はなかなか出ないわけでありまして。定性的要素については2つに分かれるのだらうと。1つは、信じるのは神様なのか仏様なのか、そんなのに違いは出ないという意味で、違いがはっきりしようがないというような要素は確かにございます。ただ、公共サービス、公益サービスという視点で見ますと、現実そこまでやるサービスについて、他の事業があるとすれば、そことの差額においてコストを推定するという方法があるのです。私はこれを置き換え法と言っていますが、あるいは代替法と言いますか、そういう方法もあるので、完全な計算となるかどうかわかりませんが、似たようなケースの比較においてコストを換算するという考え方もあるのではないかと。

次に5ページでございます。5ページの中ごろに「スプレッドシートによる計算モデル」とありますが、実際に行政の関係者の方々からソフトについてのご要望があるというのはかねがね伺っています。これは2つの面で見るといいかと思ひます。非常に簡便なことをご希望されている、そのこと自体は確かに意味があると思ひます。それは結果として簡便で終わるのではなくて、他の議論を進めるためにそれだけが進むということがあろうかと思ひます。もう1つは、逆にステレオタイプ化することによりまして、非常に歪んだ格好でそのままになってしまうということがありますので、そこだけ気をつけていただきたい。

次に、削減率でございます。これは中でも若干言われておりますけれども、今あるのは順序が逆なのです。結果が出て、それを見て削減率の平均はどのぐらいだろうというならいいのですが、そうではなくて、初めから削減率でバリュー・フォー・マネーを推計してしまう、これは全く順序が逆になって問題がある。

その次に、税に関しては10ページでございます。その前に9ページの割引率でございます。これは平均値で4%というのは問題だというご指摘がございますけれども、まさにそのとおりなのです。今のような低金利という状況というのは、将来どうなるかわかりませんが、本来こういうものは過去の平均をそのままとるのは間違いやすいのです。現在をスタート時点として将来どのように予測するか、そのための予測の要素、理由をはっきりさせることが大事になってくると思ひます。

次に、13ページで早期提供の効果について触れておられますが、後の方で宮本委員も早期提供について触れられておりますけれども、これは税金の問題ということよりも、それによる効果ですね。税金というのは、論理的に言いますと、官であろうと民であろうと

じように外部経済は発生する、それを前提に構造を考えていますから。したがって、外部経済から生ずる税収というのは本来そんなに大きく違うわけではないのですね。そういうことよりも、公共財政の制限があるからすぐに実行できないと。しかし、民間の能力と資金を使えば早期に実施できる効果、これはあるのだろうと思います。その場合に税収の問題ではないのですね。付加価値の問題というのはさまざまありますから、これについては議論を深めたものでないと、バリュー・フォー・マネーにどこまで反映するのか、あるいは、しないのかということにはならないと思います。

その次に、13ページから14ページにかけて、従来よくあるサービス購入型、JV型、独立採算型とありまして、これは私もかねてから申し上げているのですけれども、こういう3つのパターンで設定範囲を分類するというのは、私としては間違いやすい、本来おかしいのではないと。従来言われているのは、収入に関して官が、行政が払うのか、あるいは、受益者が負担するのか、あるいは、その混合でやるのかということなのですね。JVというのはもともと意味が違うので、今後のPFIを考えたときにはJV型というのが別の意味合いでありうるのだろうと。だから、こういう表現はちょっとおかしいと、B専門委員もご指摘でございますけれども、私もそのところは、今申し上げたような理由で指摘しておきたいと思います。

それから、14ページに付帯事業に関してどうだというところがありますが、基本方針にも出ていますように公共性原則がありますので、どこまでをPFIの範囲にするかというところでの具体的な考え方について議論を進めなければならないと考えております。15ページですか。

以上です。

○前田部会長代理 ありがとうございます。

ちょっと予定よりも時間がかかっております。どういう問題について議論するかについては、先ほど申し上げましたワーキンググループでもう一遍議論を整理していただいて、その中でどの課題から議論していくかというふうにさせていただけたらありがたいのです。ですから、きょうご議論いただきたいのは、別添資料1に23ぐらいの論点に加え、今、A委員からご指摘のあったようなご意見等々多々あると思いますが、こういうものをまとめて、全体がまとまるのを待って公表するのか、それとも段階ごとに議論していくのか、そこがポイントでございます。

それで、事務局からのご提案は、個別具体的な課題についてまず議論をして、公表して

いこうではないかという趣旨でございます。そして、機動性等々考えたときに、議論の主体についてはワーキンググループを総合部会の下につくってということを考えております。こういう進め方で、3カ月、半年とおっしゃいましたか、まとまった形で何か公表していくのではどうかということを考えておられるようなので、こういう進め方についてご意見おありでしたら、どうぞ。

はい。

○B専門委員 今、事務局のご指摘のとおりで結構だと思いますよ。先ほどA委員がおっしゃいましたように、細かく言えばどんどん細分化されてきます。注意しなければいけないのは、一定の概念があって、概念を整理して、実際と検証してみるというステップと、実態があって、経済実体のさまざまな問題から論理を抽出していくというステップがある。このバリュー・フォー・マネーというのは両方をやらないとわかりにくい分野だと思うのですね。

そういう点で見ると、今、座長がおっしゃいましたように継続的にワーキングをする、必ず何らかのプロダクトをもって詳細に分析していく、先ほどA委員がおっしゃられましたさまざまな課題もそこに入れていく、そういうアプローチが重要ではないかと思います。ワーキングを組成して継続的にやることは賛成です。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○C専門委員 大体そういうことですが、資料3の、今おっしゃいました、真ん中より少し下のあたりに「そこで、論理的、構造的な議論を要する課題と、それ以外の……」というふうに書いてありまして、その意味なのですが、私は縦割りにやるのではなくて横割にやるべきだと思うのですね。縦割りというのは割引率について公表する、これはおかしいと思います。それから、公表問題についてこうやる。やっぱりバリュー・フォー・マネーの全体的な考え方についてまずまとめて、それを順次、少しずつ詳細化していかないと。それを全部、縦割りに個別にバラバラにしたらおかしくなっちゃうので、その辺だけ議論しておいた方が。私は、順次、横割にしていきながら、詳細化していくべきだと思いますが。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

私は進行役なので申し上げにくいのですが、別添資料を拝見しておりますと、いろいろな論点が絡まり合っているのは事実なのです。ですから、今、C専門委員がおっし

やったように、ワーキングで始めるに際して、どの問題とどの問題がどういう関係にあるのかということは一回考えた上で、順々に埋めていくということは必要なことだと思います。

C 専門委員、そんな感じですよ。

○C 専門委員 　　というか、先ほどB 専門委員が出されたのも全体がつながっているわけですよ。ですから、割引率というのはそれだけ引き出して出すのは誤解を招くと思うので、全体をまず概念を出して、それを少しずつ公表化していくと、そういうやり方であるべきだと。後ろにある二十幾つのどれをやるではなくて、全体像を出して、それから順次詳細化していくという形であるべきだと私は思います。

○前田部会長代理 　わかりました。ただ、全体が全部詰まってから公表するというわけではない、その点だけなのですけれども、いかがですか。

○C 専門委員 　　全体のある概念の中でバリュー・フォー・マネーというのはこういうものですよということをまず、そんなに時間かからないですよ。B 専門委員が先ほど出されたものについて、そんなに時間がかからなくて、ある程度の一応の概念が出せるはずですよ。それをまた順に少しずつ詳細化していった。その間で実際の方々とか民間の方々いろいろな意見を聞きながら詳細化していくというプロセスにするべきだと思います。

その辺だけこの部会では議論しておいた方がいいと思うのです。

○A 委員 　　前の検討委員会に参加しておりまして、わかったものからという議論があったのです。それは、今のお話のように、一つひとつのテーマでということではなくて、全部を完璧に詰めるのはなかなか大変であろうと。外部との関係もあるので、その段階でバリュー・フォー・マネーについてひと通りやったら、それで出そうと。ということは、要するに何次、何次、何次というような格好で継続的にやっていきますと、そういう趣旨だったかと思います。

○前田部会長代理 　はい、承知しました。

これ以外にご意見等ありますでしょうか。

○D 専門委員 　　それでワーキングでやっていただくというのは私も賛成なんですけど、最終的にというか、任期中にバリュー・フォー・マネーのガイドラインの改定は目指されているという理解でよろしいのですか。

○前田部会長代理 　事務局から、何か、これについて特にございますか。ガイドラインの改定というのは先ほどおっしゃらなかったようですが。

○町田参事官 今日の事務局の案の趣旨は、議論のスコープについてはワーキングの方で
ご議論いただくことがよろしいのではないかとということです。それから、手法論につきま
しては、ガイドラインの改定を最初からめざすということになりますと、アウトプットを
お示ししていくのがかなり遅いタイミングになるので、そういったアプローチではないア
プローチも考えるべきではないかということをお願いしました。したがって、ガイド
ラインについては事務局案は触れていないというご理解でよろしいかと思えます。それは
ワーキングの中で委員の先生方にご議論いただくお話ではないかと思えます。

○前田部会長代理 どうもありがとうございます。

我々の任期中に何らかのアウトプットをつくらうとすれば、全部が完璧にまとまるとい
うのはなかなか難しいでしょうから、総論の部分をどういうふうにまとめていくのかとい
う意味での総論の部分を出して、その中で重要性にするのか何にするのか、まとめていき
ましようという、極めて現実的な案だと私は考えております。

いかがですか。今の私のまとめがよかったかどうかは別にしまして、ほかにご意見はご
ざいますか。

ご議論がないようでしたら、基本的には資料3に書かれている方針に基づいて進めてい
くと。そして、本部会の下にワーキンググループを設置し、VFM評価のあり方に係わる
検討について議論していただくということでもよろしいでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございます。

続きまして、ワーキンググループの構成についてであります。ワーキンググループの座
長については、皆様にご異存がなければ山内部会長にお願いしたいと思っております。山
内部会長からは事前にご了承を頂戴しております。よろしいでしょうか。

それから、ワーキンググループに参加されるメンバーにつきましては、後日改めて事務
局からご希望をお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、ワーキンググループに参加されない方にも、会議開催のご連絡を差し上げるよう
にいたします。もしも参加したいということであれば、適宜、オブザーバーとしてご出席
いただくというふうにしたいと考えております。

これについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございます。

それでは、今ご議論であった点を踏まえつつ、今後議論を進めてまいりたいと思います。
続きまして、その他の議題でございますが、「P F I 事業における金融に関する調査」
についてのご報告です。

事務局からご説明をお願いいたします。

○町田参事官 資料4をごらんいただきたいと存じます。「P F I 事業における金融に関する調査について」という資料でございます。先ほど説明が長いというおしかりをいただきましたので、ごく簡略に説明をさせていただきます。

まず、趣旨でございますけれども、昨年11月7日に推進委員会を開催した際に、法改正、事業実績もかなりの数に上っている現況を踏まえますと、P F I における金融機能の重要性といったものについて検討、現状の把握が必要であるというご指摘が、委員の皆様方から出てきたところでございます。こういった問題意識を踏まえまして、内閣府として、これも委託調査の一環として民間の実務者の皆様方を中心として、P F I の現場で金融が一体どういう状況にあるかといったことについて、忌憚のないご意見をいただく検討会を設定いたしました。わずか2回ではございますが、いろいろとご意見を伺ったところでございます。こちらの資料は、それをまとめたものでございます。

なお、検討会のメンバーにつきましては、本日ご出席のA委員に委員長をお願いいたしまして、ここに掲げておりますような民間の金融機関の第一線でP F I をやっていたりいらっしゃる方、それから、弁護士の方、それから山内委員に入っていて、議論をしていただきました。

具体的な討議のテーマでございますが、下にございますとおり、金融に関する主な議論については、フェーズで事業計画検討段階、事業開始段階、運営段階、それぞれについての金融機関の役割がどうあるべきなのかというところがございます。それから、リスク事象が発生したり事業が破綻したりした場合に、金融機関はどのような役割を果たすべきかというところがございます。それから、金融に密接に関連する諸制度の整備という論点がございます。こういった論点は多岐にわたるわけでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、2回という時間的な制約がございますので、今回の検討会においては論点を2つに絞り込みました。

1つは資金調達手段の多様化ということでございまして、もう1つがP F I 事業における金融機関のモニタリングについてということでございます。会合の進め方としては、事務局から資料に従って簡単なお説明をし、それを踏まえて検討会のメンバーの皆様方から

ご意見を頂戴したということでございます。事務局の説明がどういったものであったかということについてかいつまんでご説明いたします。

資金調達手段の多様化ということでございますが、P F Iに関する民間資金の需要は非常に大きいところがございます、金融における参加者も増えております。いわゆる地銀、信金といったような地方の銀行も増加しておりますが、こういったところの参加件数は1～2件にとどまることが多いということもございます、ノウハウの定着化ということでは現段階は非常に限定的ではないかと思われまます。

資金供給のキャパシティー拡大という観点から、従来はローンという形で資金供給がなされてるいわけであります、英国と同じように債券等の仕組みを利用した資金調達手法が広がる可能性があるのではないかとございます。ただ、この債券発行による資金調達はローンとは異なる特性があるということもございます。まず、資金の提供者は投資家ということになりますので、不特定多数になりますし、大きな額の調達が比較的容易であり、またローンよりも長期的な対応が可能である一方、一般的には柔軟な対応に難があるということ。それから、融資においては、金融機関がリスク管理を行うわけですが、債券による調達の場合は金融機関に替わるリスク管理機関が必要であろうということもございます。

我が国では、債券化した例は未だございませんけれども、融資債権の流動化を前提としたスキームがP F I事業に導入された例があるということもございます。

2番目の論点のモニタリングでございます。まず金融機関によるモニタリングでございますが、金融機関はS P Cの財務状況、業務遂行状況についてモニタリングを実施いたします。それから、事業契約が変更される場合、それを承諾するという形によってもモニタリングを行っております。海外、特に英国においては、金融機関が個別に技術や法務などの専門家をアドバイザーとして契約で確保しており、こういった方によってモニタリングを補強されているというケースが見られるということもございます。

今申し上げましたとおり、金融機関によるモニタリングは、融資実行のための前提条件の充足とか、S P Cの業務実施状況、財務報告の確認など、事業のそれぞれの段階に応じて多岐にわたって実施されております。それから、融資契約に基づきエージェント機能を担う金融機関は、例えばS P Cの銀行口座を完全に把握して、資金移動の管理等を行うなど、包括的な形での役割を融資団全体の債権保全のために行っているということもございます。

このような金融機関のモニタリングが有効であるとすれば、PFI事業を選定する段階で、こういったモニタリングについて有効性を発揮する金融機関が参画するようなPFI事業を選定する必要があるということになるかと存じます。そういった観点から、金融機関の実績やモニタリング手法などを提案段階で求めて、これを評価の対象としているものも、わずかでございますが、存在しているということでございます。

一番下でございますが、こういったモニタリングが有効に機能するかどうかということについては、事業が手詰まりの状況、難航した場合の治癒の期間において、金融機関、公共施設等の管理者、それから、具体的な事業者といった関係者がどう行動するかということにかかわっております。こういった関係者がかかわる際のルールといたしまして、事業契約のほかに公共施設等の管理者等と金融機関との間で交わされる直接協定の中で示されている相互通知義務規定とか、今申し上げた治癒期間、これは事業契約継続のために管理者等及び金融機関が協議を行う期間でございますが、こういったときにおける関係者の行動に関する規定が重要な意味を有するというところでございます。

以上のようなご説明をした後に議論をしていただきました。それが4ページ以下でございますが、具体的な意見についてごく簡単にご紹介いたします。

まず、資金調達手段の多様化ということでございますが、一般論として債権流動化の推進は官民双方に資するというところでございます。ただ、我が国において債券発行による資金調達を考える場合は、債券の格付をすることが必要不可欠でございますが、この格付取得には費用が発生いたしますので、融資による資金調達に比べて追加費用を上回るようなメリットが生じない限り、債券発行による資金調達が我が国で急速に拡大することは考えにくいのではないかというご意見が出されました。

それから、我が国の場合は特に事業契約が頻繁に変更されることが多いと伺っておりますが、こういった場合の柔軟な対応が債券発行による資金調達では必ずしも容易ではないというご意見が出されました。

それから、英国でかなり一般的に行われているリファイナンスについても、現状、金利水準が低位ということでございますので、こういったことから考えても、今後リファイナンスに対する需要が急速に拡大することはあまり想定されないのではないかというご意見が出されました。

ただ、こういった債券発行による資金調達が今後どれくらい広がるかということについては、リスクをテイクできるような投資家が今後どれくらい広がっていくか、それから、

税制の問題があるといったご意見も出されました。

さらには、金融に明るいアドバイザーを公共サイドが確保することも必要であろうというご議論がなされました。

それから、これは別の論点でございますけれども、新しいB I S規制のルールが来年の3月から全面的に適用になります。融資債権に係る「リスクウェート」評価の観点から、P F I 事業に対する融資についても外部格付を取得することが金融機関にとって重要な課題になります。と申しますのは、債権回収にかかるリスクをより一層明確化することによって、自己資本比率を高める効果が出てくるということでございます。

したがいまして、一般的にはP F I 事業の内容が健全である限り、外部格付取得による適切なリスクウェート評価を導入することによりまして、より多くの金融機関がより多くのP F I 事業に対して融資を行うことが従来に比べて容易になると考えられるということでございます。ただ、こういった格付を取得するにつきましては、格付会社に対して情報を積極的に公開していく必要がございます。特に公共サイド、民間事業者について、そういった事業について格付会社の情報公開を積極的に行っていくことが、今後一層重要になるであろうという意見が出されました。

以上が資金調達に関連でございまして、モニタリングについては5ページ以降でございます。

金融機関によるモニタリングの位置づけ及び内容でございますが、管理者等、それから、S P C、金融機関、それぞれのお立場によってモニタリングの位置づけや内容が大きく異なることを認識すべきだということございました。

それから、先ほどちょっとご紹介申し上げました、英国等で盛んな金融機関が技術的なノウハウないしは法務のノウハウを持っていらっしゃるアドバイザーを契約によって雇って、そういった方たちがモニタリングに参画することについては、我が国ではあまり一般的ではない。これはコストの話が大きいということでございます。ただ、我が国では例えばプラントの整備について、非常に限定的ですが、そういった例が見られるというお話がございました。

それから、格付会社が資金調達に関与している場合、格付会社がモニタリングを行うことがあるというご指摘がございました。

それから、現在、地方公共団体、さまざまな議論がなされておりますが、信用格差が開きつつあるということのようでございます。そうだといたしますと、資金調達コストにつ

いても今後差異が拡大していき、P F Iとの関連においては、S P Cについてのモニタリングだけではなくて、原債務者としての地方公共団体の財務状況に対するモニタリングも必要になっていく可能性があるのではないかといったご意見がございました。

それから、最初の意見につながるわけでございますけれども、モニタリングの意義を一層高めていくためには、モニタリングの目的とか対象を明確にしていく必要があるのではないかとのご意見が出されました。

それから、6 ページ目でございますけれども、ご案内のとおり P F I 事業については、運營業務に係る事業リスクが高い P F I 事業と、語弊があるかもしれませんが、事業構造が比較的シンプルな、いわゆる“ハコもの”の事業という2つがあるというご指摘がなされました。このそれぞれについてモニタリングという観点で見た場合、分けた議論を行うべきはないかというご意見が出されました。

具体的に申しますと、後者につきましては、官民双方の自主的なコスト回避の観点から、一定の簡便化を前提とした標準化を図ることができるのではないかとのご意見が出されました。ただし、この点につきましては、現状では P F I としての事業の質を一層高めるために必要なコストが適切に投入されているとはいえない。したがって、こういったところが解決されない限り、分類をして、例えば後者についてはコスト回避を図るといった議論は必ずしも当たっていないのではないかとのご意見も出されました。

それから、直接協定と金融機関によるステップインについてです。まず、直接協定の意義について、P F I の継続性をより強めるためにはその意義の再確認が必要だというようなご意見が出されました。先ほども申し上げましたとおり、直接協定における重要な項目の一つに相互通知義務に関する規定がございます。しかしながら、この規定の中には定常的な通知、報告義務が規定されていないということでございますので、そういった意味において一定の限界があるのではないかとご指摘がなされました。

それから、直接協定に規定されるステップインは、公共施設等の管理者等と金融機関それぞれにとって意味合いが異なるわけでございますけれども、事業承継者がステップインの重要なアウトプットということでございますので、こういったものの選定手続きについては、方向性や手続きを十分に確立していくことが求められるのではないかとご意見が出されました。

一方で、海外の事例等も含めて考えてみて、実際にステップインが行われたケースは極めて少ない、ほとんどないのではないかとご指摘のような知見も提供されました。重要な

は、金融機関がステップインを行う可能性があるということを示しながら、協議を進めていくことができるという点にあるのではないかというご意見が提出されました。

それから、事業に問題が発生した場合に、株主が追加的な資金を拠出することがあるということでございます。この背景としては、P F I の議論の中でプロジェクトファイナンスとは何か、コーポレートファイナンスとは何か、どこに相違点があるかということについて、あまり議論が進んでいないということによるのではないかというご意見もございました。

それから、いわゆるスポンサーが出資または劣後ローンとして負担する資本の部分がくわすかであることが多い、形式的である場合が多いというようなご意見が出されました。こういった場合は、最終的に出資者に損害が生ずるとしても軽微なものにとどまるということになりますので、金融機関が出資者に対して協議を申し入れるとしても、実効性が乏しいと言わざるを得ないのではないかといったご意見、その一方でそういうケースはごくわずかなケースに過ぎないんだというご意見、両方の意見がございました。

それから、(3)は2つの論点の議論の中で新しい別の課題として出ているという頭の整理のもとに、別括りにさせていただきましたが、最近総務省さんで議論されております破綻法制の導入との関係についていろいろなご意見等が出されました。ご案内のとおり、S P C に対してモノやサービスの対価を支払う主体の信用リスクも、金融機関の与信判断上重要な要素であるといったご意見が出されました。特に、サービス購入型のP F I 事業では、こういった主体は公共施設等の管理者等になるわけでございますが、今まではこういった地方公共団体の信用リスクは極めて限定的でございまして、サービス対価への不払いは実際には起こらない。したがって、リスクはほとんど顕在化しないという考え方が事実上は支配的であったということでございます。

しかしながら、地方公共団体の破綻法制が創設されますと、實際上、地方公共団体がデフォルトする可能性が出てくるわけでございます。そういったことになりますと、P F I に係る債権の保全という観点から、一定の検討をしていく必要があるのではないか。また、特段の保全措置がなされない場合には、P F I に対する民間事業者の参加意欲、金融機関の融資姿勢に対して悪影響が出ることは避けられないのではないかという懸念があるというご意見が出されました。

これに関連いたしまして、諸外国の中では公共部門の財政破綻リスクが顕在化した場合において、債務償還の優先順位など、当該公共部門が抱える既存債務の破綻後の取扱いに

ついて、一定の区分をする考え方をとっている国があるということでございます。こういったことを考えるについて一つのメルクマールになるのは、P F I 事業に係る管理者等の債務がどのような扱いになるのか、それから、事業内容に真に公共性が認められるかどうか、ここで峻別されるというような議論もなされました。こういった議論はP F I の本質にかかわる問題ではないかという意見が出されました。

それから、公共の信用リスクの差別化という点では、既に地方債の市場では調達コストの差異として、実際にその兆しが現れてきているというご意見も出されました。

最後、その他ということでございますが、現状では金融機関に発生するコストについての認識が必ずしも十分ではないと。一定の新しいスキームをつくり上げていくためには、コストが必要でございますし、モニタリングについてもコストが必要でございますので、こういったコストについては事業費によって適正に賄われるべきではないかといったご意見が出されました。

それから、P F I 事業のうち、S P C の資金調達に係る支払利息相当分の金利の確定時期について、特に国の事業において見られるということでございますが、かなり前の段階で金利を固定してしまうケースがあるということでございます。実際にその金利でやるためには、金融機関はリスクヘッジをしていくことが必要になっていくわけでございますが、余りにも前の段階ですと、特にこれから金利上昇局面の状況においては、實際上リスクヘッジができないという事例も出てくるのではないかとといったご意見がございました。ただし、これについては発注者側の予算措置のタイミングとの関係である程度はやむを得ないのではないかとのご意見もございました。

それから、我が国では、特に地方公共団体によるP F I 事業が多いですが、こういったものについては特に地方の金融機関が重要な役割を担っているというご意見が出されました。ただ、冒頭で申し上げましたとおり、そういったところについてのノウハウという観点でいきますと、なかなかノウハウがないということでございますので、このノウハウを補完していくために、金融機関のネットワーク化が重要なテーマではないかというご意見が出されました。

最後になりますが、P F I における金融のあり方について、従来は英国での先行事例などをもとに、こうしなくてはならないという観点の議論が多かったというご指摘がなされてきて、今後は我が国の事業規模や内容という案件の独自性を重視して、個別に効果的なファイナンススキームを追求していく方向になっていくのではないかと、またなるべきでは

ないかといったご意見が出されました。

以上、非常に拙いご説明で恐縮ですが、調査報告についてごく簡単にご報告をさせていただきました。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

この「PFI事業における金融に関する調査」につきましては、本日ご出席のA委員が委員長として取りまとめにご尽力くださったものです。

A委員から何かコメントはございますか。

○A委員 時間がないということなので、簡単に3点補足させていただきます。

3ページを見ていただきますと、(2)にモニタリングとあります。モニタリングを考えると、財務モニタリングと業務モニタリングと大きく2つのジャンルに分かれるということで、モニタリングを考えていただきたい。

その次のポツでございしますが、一般に格付とか審査とかありますけれども、債権のところに出てきますように、リスク管理対応という部分と、資金の事務、これはエージェン機能の説明でございしますが、そういう機能がありまして、一般の債権に関しては、今流通しているような債権はこういう機能はあまり必要としていないのですね。その辺がPFIにおける資金調達に関しては違うのだということをご理解いただきたいと。

次に、6ページでございします。中ごろに「ステップイン」というのがございしますけれども、ステップインだけではなく、DAに入ってくるほかの項目もそうなのですが、DAというのは金融機関にとりましては、事業が破綻してしまうとロスが大きい。それよりはステップインで事業を継続した方がいいと、こういう思惑が当然あるわけですね。一方、管理者あるいは受益者にとってみますと、公共サービスの提供は継続していった方がいいと、この辺で共通の部分があるわけです。反面、立場の違いということで利益相反の部分がある。こういう両方の側面があるのだということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの「PFIにおける金融に関する調査について」、これについてご意見はございますでしょうか。

○C専門委員 これはどういう位置づけの資料なのでしょう。また、総合部会としてこれはどういう取扱いになるのでしょうか。というのは、資料の最初のところに「PFI及び金融に精通している専門家等の意見を通じて、金融の現状と課題について整理する」と、

これは実際には貸手の論理が先行しているような内容だと思うのですね。これでもってPFIのファイナンスが議論されているというのはちょっとバイアスがかかっているのではないかと。

例えば自治体の方とか民間事業者の方は、これに対していろいろな意見があると思うのです。先ほどの自治体の破綻法制の話があっても、何とかしろという意見があるのですけれども、自治体からはむしろ貸し手責任の話が出てきているわけですね。そういう点でいくと、この調査の取扱いをきちんとしないと。これが総合部会で承認されたという話にストレートになるのは、それについてどう考えるかということだと思います。

○前田部会長代理 事務局からご説明をお願いします。

○町田参事官 これは、A委員長のご指導もございまして、我々としては民間の実務に携わっている皆さんが言ったことを、価値中立的にまとめただけのものだという整理にしております。ですから、A委員長のご指導は、そういったものをこの場に上げて、今まさにC専門委員がおっしゃったような方向性の議論は、むしろ総合部会でやっていただくべき話だと。我々は材料を提供したと、こういう整理でございます。

○C専門委員 その辺をきちんと位置づけないと。

○町田参事官 はい。

○B専門委員 私もC専門委員と全く同じ意見です。5ページ目のところで一つの事例を申し上げます。地方公共団体の財務状況に対するモニタリング、これは一体何か。銀行がなぜ地方公共団体の財務状況をモニタリングするのか。これは銀行にとって与信リスク管理の問題でしょう。PFIのクレジットのサブスタンスは地方公共団体ですから、自治体の破綻論理も当然ありうる。それとモニタリングをなぜ一緒にするのでしょうか。モニタリングというのはあくまでも事業リスク管理に関する事業に伴った概念であるはずなので、これはスコープを広げすぎですよ。これはおかしい。

そのほか、制度的な側面においても、どうしてこれだけ専門家がいて話されていないのかと奇異に思うのは、例えば契約上の地位譲渡にかかわる不安定さとか、債権の同順位担保の共有化の問題とか、直接協定の法的不安定さなど、これらの問題が解決しなければ、不特定多数の債権者を対象とする金融の多方面の展開というのはあり得ないはず。それは金融機関の方が100パーセントご存じなのに、なぜ奥歯にもの詰まった議論をされているのかというのがちょっと心配であります。

○前田部会長代理 E専門委員、いかがですか。

○E 専門委員 今、B 専門委員がおっしゃったとおりの部分はあると思います。ただ、今ご指摘になられたポイントの多くは、意見交換の中で各委員がおっしゃられたものがそのまま出ているだけという位置づけだと思います。例えば自治体のリスクのモニタリングに関するB 専門委員のご指摘、私もまさに同感でございます。

○C 専門委員 この資料は総合部会に出されたということで公表されるのですか。

○町田参事官 総合部会に出した資料は全部公表というルールになっております。

○C 専門委員 そこが誤解ないようにしないと。これがP F I のファイナンスの現在の総合部会としての意見だという話になるとまずい。私が申したのはそこです。その辺の取扱いについて、このまま出されると誤解を生むのではないのでしょうか。

○E 専門委員 こういう意見もあったということでお出しいただくのはいいと思うのですが、C 専門委員おっしゃるとおり、その位置づけをはっきりしていただいた方がいいのではないかと思います。

○A 委員 そういう意味ではちょっと足りないので申しわけなかったのですが、これを見ていただきますと、大体金融関係の人が参加でございますが、P F I というのは、もとより管理者等と事業者と金融機関、あるいは金融機関に代わる者という三者の間の綱引きで健全に発展していきだろろうと、これが前提でございます。その中で、一方的だというのはまさにおっしゃるとおりで、金融機関側から見た意見だけがここに載っているということでございます。破綻について言いますと、その議論では必ずしも破綻が金融機関の方からモニタリングしろということではなくて、金融に影響があるのだから今後調べなければいけないと、そういう趣旨だったかと思います。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

これを拝見しながら、参事官のご説明を伺っていて、1 ページ目を見ますと、金融機関の方だけが入っておられて、C 専門委員のご指摘はもっともだと思います。立場が違えば意見は違うのですけれども、金融機関の方が集まっておられて、金融機関からごらんになったときに、今どういうふうに思っているのかというのは一度ここでまとめておいてもいいのだろろうなと思います。

後でまた山内部会長ともご相談させていただきますけれども、どういうふうにするのかについては検討の上ご報告させていただきます。

では、続きまして、会社法改正に伴うP F I 法第20条等の改正についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、時間もございませんので、簡単にご説明いたします。資料5でございます。

昨年、商法が改正になりまして、新しく会社法ができました。それに伴いまして、PFI法も商法を引用している条文がございまして、そちらの形式的な改正を行いました。それに伴いまして、そのあとの会社計算規則という法務省令レベルのものを改正する必要が出てきました。配当可能金額を計算する際に従来の商法の中では、PFI法20条で規定している繰延資産が読み込めなかったもので、別途計算する内閣府令をつくっていたんですけども、新しい会社計算規則でPFI法の20条で出てくる繰延資産が読み込めるようになりまして、別途、内閣府令で繰延資産についての計算方法を規定する必要がなりましたので、この内閣府令を廃止することにいたしました。この効果については従前のPFI法のものとは全く変わっておりません。

以上でございます。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

続きまして、今後の予定についてですが、このあたりで一度、民間資金等活用事業推進委員会を開催し、本日ご議論いただいたVFM評価のあり方に係る検討に関するワーキンググループの設置をはじめとして、昨年11月の委員会開催以降のPFIの推進状況について報告等を行いたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後に、事務局から何かございますか。

○町田参事官 長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。私どもの不手際から時間を超過したことを深くおわび申し上げます。

今後の日程についてですが、VFM評価のあり方に係る検討に関するワーキンググループ参加のご意向確認のご連絡を後ほどさせていただきたいと存じます。ご協力をお願いいたします。参加者が確定し次第、ワーキンググループ開催日程等の調整をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○前田部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、若干時間が超過いたしました。本日は以上をもちまして閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—